令和３年度
第３回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和３年度３回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和３年６月３０日（水）　１３時２７分開会
　　１４時３１分閉会
開催場所　　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１１名　欠席委員９名）

１番	平沖道徳	出席	議事録署名委員
２番	宮澤徳夫	欠席	
３番	三溝健雄	出席	議事録署名委員
４番	登坂英樹	出席	
５番	平岡　博	出席	
６番	今　鉄雅	欠席	
７番	片桐好英	欠席	
８番	樋口　司	欠席	
９番	川端智之	出席	
１０番	田村正司	欠席	
１１番	遠藤義博	欠席	
１２番	鈴木弘樹	欠席	
１３番	清水利一	出席	
１４番	平岡日出男	出席	
１５番	黒澤譲治	欠席	
１６番	藤田勝久	出席	
１７番	中村由美子	出席	
１８番	山形繁雄	出席	
１９番	高橋　正	欠席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	森　周一
管理課長	田中康仁
企画振興係長	小野美幸
農地係長	上田創一
農地係主事	松川　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について農地法第３条の３届出）
　　報告第２号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第６項合意解約の通知）
　　報告第３号　専決処分の報告について（現況証明願）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
　　議案第３号　令和３年度第３号農用地利用集積計画の決定について
日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　それでは、令和３年度第３回農業委員会総会を開会いたします。

本日は第２回農業委員会総会に引き続き、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の拡大防止に向けた対応として、出席委員を減じて開催することとしております。

よって委員20名中11名が出席しておりますので、会議は成立しております。

また、議事進行は迅速かつ円滑に行うため、議案説明におきましては、議案書に記載されている内容の読み上げを一部省略させていただきますので、ご了承をお願います。

なお、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症にかかる緊急事態宣言が６月20日に解除されましたので、７月以降の総会については、通常通りといたします。

会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆さんご苦労様です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは会議を始めます。

＜日程第３　議事録署名委員の指定＞

議　　長　　日程第3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第13条により、1番、平沖委員、3番、三溝委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　　務　　局　　前回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料の通りであります。事務局からは、以上であります。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分に報告について（農地法第３条の３届出）】

議　　長　　次に日程第 5、報告の部に入ります。（13：29）
初めに報告第 1 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　　務　　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 1ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 1 件で、土地の所在等は、議案書 1ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。

【報告第２号　専決処分に報告について（農地法第１８第６項合意解約の通知）】

議　　長　　次に、報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　　務　　局　　報告第 2 号について、ご説明申し上げます。議案書 2ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があ

り、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 1 件で、土地の所在等は、議案書 2ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

整理番号 6 につきましては、後ほど議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による転用案件としてお諮りする予定であります。

以上、報告第 2 号について、ご説明申し上げました。

事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問無し）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 2 号を報告済といたします。

3

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に日程 6、協議の部に入ります。（13：33）

はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 1 号について、ご説明申し上げます。

農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、所有権移転が 1 件、賃貸借案件が１件です。

当日配布資料の 4ﾍﾟｰｼﾞから 5ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 1 号資料として、地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

初めに、整理番号 4 は、△△△△さんが規模拡大のため、△△△△さんの農地を賃貸借する案件です。

次に、整理番号 5 は、△△△△さんが規模拡大のため、△△△△さんの農地を買い受ける、所有権移転案件です。

土地の所在等につきましては、議案書 4ﾍﾟｰｼﾞから 5ﾍﾟｰｼﾞの通りです。整理番号 4 及び 5 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため､許可要件の全てを満たしております。

以上、整理番号４及び整理番号５について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤田委員　　△△さんはどちらかというと規模拡大をしている方なので、移転理由に規模縮小と記載がありますが、実際には、家の裏側の土地で、あまりご自分の土地がない所なので、いわば効率利用ということで、離れ地は、貸しても、一方では規模拡大していくという考え方が正しいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局　　おっしゃる通りですが、これは経営面積が減少するため、便宜的にこのような表現になっております。交換とも言えませんし、規模縮小傾向の方とは私たちも捉えていません。

藤田委員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号について、ご説明申し上げます。議案書 6 ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

当日配布資料の 6 ﾍﾟｰｼﾞから 7 ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 2 号資料として、地番図等を添付しております。

今月の農地法第 5 条の規定による許可申請は 1 件です。

整理番号 1 は、報告第 2 号、整理番号 6 で解約のあった農地に農業用施設を建築する転用案件となります。転用を行う土地の所在等は、議案書 6 ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

当該地の農地区分については、今年 4 月に用途変更がされており、農用地区域内農業用施設用地に区分されます。

また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

なお、本件につきましては、30ａ以下の農業用施設への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。

以上、議案第 2 号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第３号　令和３年度第３号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、議案第 3 号、令和 3 年度第 3 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　　務　　局　　議案第3号について、ご説明申し上げます。
議案書7ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。
当日配布資料の8ﾍﾟｰｼﾞから10ﾍﾟｰｼﾞに議案第3号資料として、地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います
今月の案件は、利用権設定が6件になります。
土地の所在等は議案書7ﾍﾟｰｼﾞから8ﾍﾟｰｼﾞのとおりです
整理番号利17から利22までは、公益財団法人道央農業振興公社を介して新規に賃貸借契約を行う規模拡大案件となります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上、整理番号利17から利22までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

平　沖　委　員　　利17、18の所ですが、ここは確か中央の△△△△さんが作付していた筈でした。ここは草地でしたが、いつ解約したのです。

事　　務　　局　　△△さんが借りていたという話は聞いてはいますが、作業受委託だったということで、農地台帳上では記録はありませんでした。
平成23年ごろから耕作されていなかったと聞いております。

平　沖　委　員　　△△さんは牧草を作付していましたが、ここ2、3年、牧草を収穫しているところを見たことがありません。
わかりました。

議　　長　　他にございませんか。

藤　田　委　員　　教えてください。利19、20の案件で図面の方の9ﾍﾟｰｼﾞで、位置関係を確認したいのですが、隣接する道路は何線、何号なのですか。

事　　務　　局　　南○○号です。東○○線に面しています。
南○○号と南○○号の間です。

藤　田　委　員　　わかりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　ほかに、発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。
資料１．２．３　農地ﾊﾟﾄﾛｰﾙ事前調査について
その他資料１　令和4年度農業関係税制改正に関する要望
その他資料２　6月15日現在の農作物の生育状況について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。（14：31　閉会）